



甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています
火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午
※上記以外の曜日、または甚目寺
庁舎以外でのご利用につきましては、
お問い合わせください。
問合せ先 社会福祉課
☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て



子育て応援！

ファミリー・サポート・センター

提供会員を募集します！

提供会員になって、地域の子育て
を支え合うお手伝い(お子さんの送
迎・一時預かり)をしてみませんか。
有償ボランティア(1時間700円
)

対象 あま市、または大治町在住で
20歳以上の育児経験者、または保
育士資格等を有する方。

※養成講座の受講が必要です。
養成講座

日時 11月24日(水)、25日(木)、26日(金)、
30日(火)

午前9時30分～午後3時15分
12月1日(水)

午前9時30分～午後0時

場所 あま市甚目寺公民館

定員 9人

無料託児有り。(生後4ヶ月から未
就学時まで。11月17日(水)までに要
予約、定員有り)

申込 11月17日(水)までに電話、また
はメールでお申し込みください。

メール申込 件名「養成講座申込み」、
本文に「氏名、電話番号、受講日、託
児の有無(有は名前、月齢・年齢)」
を記入して送信してください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミ
リー・サポート・センター事務局(甚
目寺庁舎子育て支援課内)

☎462・0150



✉ama-harufamispoo@clovernet
.ne.jp

令和3年度 冬休みの児童クラブ
利用申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等により昼
間家庭にいない市内の小学校に就
学している児童

※利用児童が定員を超えた児童クラ
ブは利用をお断りすることもあり
ますのでご了承ください。

※学校区外のクラブも利用すること
ができますので、詳しくはお問い
合わせください。

受付について

期間 11月6日(土)から11月20日(土)ま
で(受付時間は午前9時から午後
5時)

場所 各児童館(日曜・祝日は閉館)
利用申込に関する書類は、児童館・
子育て支援課(甚目寺庁舎)で配布
しています。

利用について

期間 12月24日(金)から令和4年1月
6日(木)まで(利用時間は午前8時
～午後6時30分)

※日曜・祝日・年末年始(12月29日(水)
～1月3日(月))は閉所

※早朝延長利用時間(1日100円)
・午前7時30分～8時
・午後6時30分～7時

負担金 冬休み期間中利用の方
5,000円

※一世帯で2人以上同時利用の場合
は、2人目以降の利用料金を半額
免除します。

問合せ先

【七宝地区】

七宝児童館

☎・FAX 442・2550

【美和地区】

美和児童館

☎・FAX 443・5454

【甚目寺地区】

甚目寺中央児童館(甚目寺東小学
校)

☎ 442・8036

FAX 443・5461

☎ 445・1367

FAX 445・0346

☎ 443・1753

FAX 443・9992

☎ 442・0083

FAX 442・3068

☎ 444・3173

FAX 443・3555

☎ 444・3173

FAX 443・3555

☎ 444・3173

FAX 443・3555

☎ 444・3173

FAX 443・3555

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

支給対象者

次のうち、いずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方
- ② 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方
- ③ ①または②の対象者のほか、支給対象児童の養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方
- ④ 支給対象児童の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、申請者及び配偶者の令和3年1月以降の収入が住民税均等割非課税の水準に下がった方

支給対象児童

平成15年4月2日から令和4年2

月28日生まれの児童(障がいがある場合は平成13年4月2日生まれ以降の児童)

支給額

児童1人当たり一律5万円

申請期間

- ①または②に該当する方
申請の必要はありません。
- ③または④に該当する方
令和4年2月28日(月)までに申請してください。

※申請書は、子育て支援課(甚目寺庁舎)、美和・七宝市民サービスセンターで配付しています。

支給時期

- ①に該当する方
7月20日(火)に支払済
- ②に該当する方
児童手当の認定次第、随時支払

※該当者には、案内及び支払通知を送付しますので、ご確認ください。

- ③または④に該当する方
申請から約2〜3週間後

※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

申請場所

子育て支援課(甚目寺庁舎)

問合先 子育て支援課

☎444-3173

FAX 443-3555

小規模保育施設についてのご案内

小規模保育施設は、保護者の就労または疾病等のために家庭で保育ができない0から2歳児クラスのお子様を保護者に代わって保育する施設です。

入園を希望される方は、各施設へ直接お問い合わせください。

施設の特徴について

- ・職員全員が保育士資格を有しています。
- ・少人数のため、保育士がお子様との「きずな」を感じ、個々のお子様の成長の度合いに合わせ、ゆっくり丁寧に保育を行うことができます。

問合先 パオパオルーム ☎443・7355

パオパオルームⅡ ☎526・6550

《小規模保育施設一覧表》

保育施設名	住所	電話番号	対象児童	利用定員
パオパオルーム(学校法人)	木田宮前6番地	443・7355	満6か月～	17人
パオパオルームⅡ(学校法人)	木田飛江ノ見63番地1	526・6550	満6か月～	19人